

# 誓約書

公益社団法人 福山観光コンベンション協会

会長 林 克士 様

旅行者

所在地： \_\_\_\_\_

事業者名： \_\_\_\_\_

役職・代表者名： \_\_\_\_\_

印

私は、「福山市貸切バス旅行商品造成支援事業費助成金」を申請するにあたり、次に掲げるとおり誓約します。

- 1 福山市貸切バス旅行商品造成支援事業費助成金交付要綱を熟読し、申請書に故意の有無に関わらず虚偽の記載はありません。また、事業実施にあたっては「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」及び「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守します。
- 2 旅行業法第3条の登録を受け、第1種旅行業務、第2種旅行業務、第3種旅行業務及び地域限定旅行業務のいずれかを営んでいます。
- 3 バスの乗車地あるいは下車地を福山市とし、市内に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者の保有する貸切バス車両を利用し、利用する貸切バス車両は福山市内の営業所から出庫します。
- 4 催行する旅行商品について、旅行開始時に「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」に規定されているワクチン接種又はPCR検査等の陰性確認を行います。また、上記ガイドラインが改正された場合は、旅行開始日までに改正後の規定のとおり実施します。
- 5 交付決定を受けた後であっても、旅行期間中に福山市及び旅行商品の出発地・目的地において、行政機関等から移動の自粛要請があった場合又は虚偽その他不正の手段により、助成金の交付決定又は交付を受けたことが判明した場合、同要綱第12条の規定により、助成金の交付決定の取消しや返還に応じます。
- 6 交付決定の取消しに伴う損失、損害については、いかなる責任も追及しません。また、一切の損害賠償を要求しません。
- 7 福山観光コンベンション協会から状況報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 8 福山観光コンベンション協会が当該事業に係る事業者等に確認を行うことに同意します。